

鳥取県告示第 256 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年 4 月20日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

退任した役員の氏名及び住所

理 事 福 光 克 己 東伯郡北栄町大島749

平成22年 3 月 7 日退任